

中山町賃上げ促進支援金 Q&A

▼申請者について

1	対象となる企業規模は中小企業、小規模事業者だけですか。	<p>本支援金では、中小企業を「中小企業基本法(昭和 38 年)第2条第1項に規定する中小企業者」と定義し、中小企業を対象としておりますので、大企業は対象となりません。(みなし大企業も対象となりません。)</p> <p>●中小企業者の定義</p> <p>表の(1)、(2)のいずれかに該当する場合</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">業種区分</th> <th style="text-align: center;">(1)資本金の額又は出資の総額</th> <th style="text-align: center;">(2)常時使用する従業員</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="text-align: center;">製造業その他</td> <td style="text-align: center;">3 億円以下</td> <td style="text-align: center;">300 人以下</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">卸売業</td> <td style="text-align: center;">1 億円以下</td> <td style="text-align: center;">100 人以下</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">小売業</td> <td style="text-align: center;">5 千万円以下</td> <td style="text-align: center;">50 人以下</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">サービス業</td> <td style="text-align: center;">5 千万円以下</td> <td style="text-align: center;">100 人以下</td> </tr> </tbody> </table>	業種区分	(1)資本金の額又は出資の総額	(2)常時使用する従業員	製造業その他	3 億円以下	300 人以下	卸売業	1 億円以下	100 人以下	小売業	5 千万円以下	50 人以下	サービス業	5 千万円以下	100 人以下
業種区分	(1)資本金の額又は出資の総額	(2)常時使用する従業員															
製造業その他	3 億円以下	300 人以下															
卸売業	1 億円以下	100 人以下															
小売業	5 千万円以下	50 人以下															
サービス業	5 千万円以下	100 人以下															
2	商工事業とはどのような業種のことをいいますか。	<p>本支援金では、商工事業を日本標準産業分類の<u>以下を除いたすべての業種</u>と定めています。</p> <p>●大分類のうち、</p> <p style="padding-left: 20px;">「A 農業、林業」、「B 漁業」、「P 医療、福祉」、「Q 複合サービス事業」、「S 公務（他に分類されるものを除く）」、「T 分類不能の産業」</p> <p>●中分類以下の、</p> <p style="padding-left: 20px;">「大分類 J 金融業、保険業のうち、<u>小分類 674 保険媒介代理業、675 保険サービス業以外</u>」</p> <p style="padding-left: 20px;">「大分類 M 宿泊業、飲食サービス業のうち、<u>小分類 766 バン、キャバレー、ナイトクラブ</u>」</p> <p style="padding-left: 20px;">「大分類 N 生活関連サービス業、娯楽業のうち、<u>小分類 803 競輪・競馬等の競走場、競技団、細分類 8064 パチンコホール、8094 芸ぎ業、細分類 8096 娯楽に附帯するサービス業</u>」</p> <p style="padding-left: 20px;">「大分類 O 教育、学習支援業のうち、<u>中分類 81 学校教育</u>」</p>															
3	複数の事業を営んでいますが、会社の業種をどのように判断するとよいですか。	<p>1つの事業所で複数の経済活動を行っている場合は、主要な活動(利益や売上高、従業員数等のいずれかの割合が最も大きいもの等客観的に分かるもの)により業種を判断してください。</p>															
4	本社、本店が町外にあり、町内に営業所を構えていますが、申請できますか。	<p>本支援金では、町内に本店を置く法人又は、町内に所在地を置く個人事業主を対象にしていますので、申請できません。</p> <p>住所欄には、法人は商業登記簿謄本記載の本店、個人事業主は確定申告書記載の住所・所在地を記載してください。</p>															
5	複数事業所(店舗)を経営している場合は、事業所(店舗)ごとに申請対象となりますか。	<p>法人は法人番号単位での申請、個人事業主は個人単位での申請となります。複数事業所(店舗)をまとめて申請してください。</p>															

中山町賃上げ促進支援金 Q&A

6	1年以内に廃業予定の事業者は対象となりますか。	対象になりません。
7	破産手続き中の事業者は対象となりますか。	対象になりません。

▼申請方法について

1	一度申請しましたが、その後、対象としなかった従業員の3%以上の賃上げを行った場合は、もう一度申請できますか。	1社あたりの上限額 50 万円に達するまで何度でも申請可能です。できるだけ1度の申請で済ませられますようご協力をお願いいたします。
2	申請期限を過ぎ、申請を行わなかった(忘れていた)場合は、どうなりますか。	申請期限以降は、申請を受付できませんので、あらかじめご了承ください。
3	申請の予約(例:賃上げ前に申請書のみを先に提出し、賃上げ後に必要書類を提出する等)はできますか。	申請の予約は受け付けておりません。必要書類がすべてそろった段階で申請してください。 なお、不備がある状態で申請された場合は、不備が解消されなければ審査には進めません。

▼申請書類について

1	押印は必要でしょうか。	申請書類に押印は必要ありません。
2	様式第1号裏面の賃金改定日欄には、どの日付を記載するのですか。	給与規程等の改定日、労働条件通知書の日付、賃金台帳の日付(賃金改定直後の給与支給日)のいずれかを記載してください。
3	様式に記載する時給計算した際の小数点以下はどうするのですか。	小数点以下の端数は、「四捨五入」となります。
4	賃金台帳・労働条件通知書・雇用契約書を作成していません。	法律上、作成が義務付けられていますので、可能な限り作成をお願いします。
5	賃金台帳・労働条件通知書・雇用契約書では、どんなことを確認するのでしょうか。	賃金の引き上げの額、最低賃金を満たしているか、雇用の事実等を確認します。どちらか一方で確認ができない場合は、両方の提出をお願いします場合があります。
6	賃金台帳の代わりに給与一覧等を提出してもよいでしょうか。	賃金台帳と名称が異なっても、賃金の計算期間、労働日数、労働時間数、時間外労働時間数、基本給(時間給)、各種手当、総支給額等、賃金台帳に記載すべきとされている事項が記載されている資料がある場合は、当該資料の写しの提出でも問題ありません。

中山町賃上げ促進支援金 Q&A

▼交付金の振込先口座について

1	金融機関の通帳の写しについて、当座、ネットバンキングのため通帳がない場合は、何を提出したらよいでしょうか。	当座の場合は、小切手帳又は取引照会表の写しを提出してください。 ネットバンキングの場合は、銀行名、口座番号、口座名等が分かるWeb上の照会ページ等のスクリーンショットを提出してください。
2	振込先の指定はありますか。	申請した法人又は個人事業主と同じ名義の口座をご指定ください。

▼要件(賃金)について

1	諸手当の引き上げは、支援金の対象になりますか。	本支援金では、 <u>基本給のベースアップのみ</u> を対象としています。手当等は含みません。
2	賃上げ後の賃金水準を1年間継続する見込みがあること等の要件がありますが、事後の調査等は行われますか。	1年後を目途に、賃金台帳等の書類を提出いただきます。調査を実施する際は、事前に文書にて通知をする予定です。
3	賃上げ対象期間内に、段階的に賃上げをし、それらを合計すると3%以上となる場合は、対象になりますか。	令和7年10月1日から令和8年3月31日の間に2回以上に分けて賃上げを実施し、期間内で賃上げ前と比較して3%以上増加している時点で対象となります。
4	月給制のため、例えば1月に給与改定し、2月20日に支給日となっている場合は、1月に賃上げしたことになりますか。	給与改定日を賃上げした日とします。
5	時間帯や曜日によって時給が異なる場合は、対象になりますか。	異なる時給が適用されている場合は、全ての時間帯や曜日で前月比3%以上増額してある必要があります。 様式には、異なる時給ごとに分けて記載してください。
6	歩合制の従業員は対象になりますか。	基本給の賃上げを支援する制度であることから、単に成果に比例して賃金が上昇した場合等は対象になりません。基本給又は基本給に相当する時給単価が上がる場合には対象になります。
7	定期的に人事評価を行い、評価によって賃金が上下する場合は、要件(賃金水準を1年間継続する見込みがあること)を満たすことになりますか。	評価によって賃金が上下する場合があっても、引き上げ後の賃金を1年間継続する見込みがあることが必要になります。 評価により、1年以内に賃金を引き下げする場合は、返還が必要になります。
8	非正規雇用労働者が正規雇用されたことで賃金が上がった場合は、対象になりますか。	単に正社員化することにより賃金が上がる場合には、対象になりません。 ただし、正社員となった従業員について、事業所内の賃上げが行われる前の正社員としての賃金額と比較して3%以上、賃金が上がった

中山町賃上げ促進支援金 Q&A

		ていれば対象になります。
9	支援金の受給後、業績悪化等の理由で賃金を引き下げた場合はどうなりますか。	賃金引き上げ後、1年以内に賃金の引き下げを行う場合には、支給要件に反するため返還を求めます。

▼要件(従業員)について

1	一部の従業員の賃上げでも対象になりますか。	3%以上の賃上げがされた従業員1名から申請できます。
2	住所が町外の従業員も対象になりますか。	従業員の住所は問いません。
3	町外の部署の従業員も対象になりますか。	対象になります。
4	役員及び専従者は対象になりますか。	役員及び専従者は対象になりません。 ただし、役員については役員名簿に記載されていても雇用保険の被保険者であり、雇用契約を締結している場合は、対象になります。 その場合は、役員報酬は対象になりませんので、労働の対価として給与が支払われており、労働条件通知書等で給与額等が確認できる必要があります。
5	管理監督者又は管理職は対象になりますか。	雇用契約を締結している従業員であれば、対象になります。
6	人材派遣会社より派遣されている従業員は、対象になりますか。	人材派遣会社が雇用している従業員であるため、対象になりません。
7	賃金引き上げ後、1年以内に対象者が退職してしまった場合はどうなりますか。	原則として、自己都合による退職の場合は返還不要です。会社都合の場合は、返還を求める可能性があります。
8	外国人労働者(技能実習生)は対象になりますか。	雇用契約を結んでおり、就労期間等を含め、今後1年間、引き上げ後の賃金水準を継続する見込みがある場合は対象になります。なお、雇用保険の被保険者であることが必要です。
9	障がい者の従業員は対象となりますか。	雇用契約を結んでおり、就労期間等を含め、今後1年間、引き上げ後の賃金水準を継続する見込みがある場合は対象になります。なお、雇用保険の被保険者であることが必要です。
10	産休中や育休中の(又は過去に取得していた)従業員は対象になりますか。	賃金台帳等で賃上げ前後の給与支払い実績を確認するため、産休中、育休中等で1か月以上の給与支払い実績がない場合は対象になりません。
11	賃上げした後、従業員が産休育休や怪我等で休業した場合、給与が支給されない月があります	賃上げ後、対象従業員が産休育休や怪我等により休業することとなり、給与が支給されない月があった場合については、やむを得ないことと認められるので、返還は不要とします。

中山町賃上げ促進支援金 Q&A

<p>が、このために賃上げ後1年間継続して支払われないこととなります。そういった場合はどうなりますか。</p>	<p>ただし、申請時点で既に対象従業員が以下のような場合には、対象外となります。</p> <ul style="list-style-type: none">・賃上げ後に休業していた期間があり、賃金支払いがない月がある・賃上げ後に休業する予定であるため、支払われないことが判明している 等 <p>※復帰後の申請であれば認められます。</p>
---	---